新潟市公告　第５５３号　　掲示期間　１０／１７　－　１０／２８

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定について

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第８６条の２第１項の規定に基づき，下記の区域内における建築物の追加等を，一団地の総合的設計制度によるものとして認定したので，法第８６条の２第６項の規定により公告する。

令和元年１０月１７日

新潟市長　中　原　　八　一

記

１．対象区域

（１）地　名　地　番　　新潟市中央区関屋浜松町２５１番２

（２）対象区域面積　　3,480.96　㎡

２．縦覧に供する書類の名称

建築基準法第８６条第８項による計画書

３．縦覧場所

新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１

新潟市建築部建築行政課（新潟市役所第１分館５階）

４．縦覧時間

午前８時３０分から午後５時３０分まで